

「教育資金贈与預金」支払時における 領収書等提出のお手続きの流れ

手順 1 書類のご用意

●支払金額が確認できる書類をご用意ください。（※贈与資金入金日以降の書類が対象です）

支払方法	提出いただく主な書類
領収書	支払先が発行した領収書【原本】
振 込	①振込金受取書や ATM 振込利用明細等【いずれも原本】 （インターネットバンキングの場合は、振込完了画面を印刷した書面） ②支払先が発行した振込に係る依頼文書 （①の書類で必要事項が確認できない場合）
口座振替	①引落し口座通帳の「表紙」と「該当明細ページ」のコピー （引落し口座の口座名義人と引落し金額が確認できるもの） ②支払先が発行した口座引落し依頼文書
クレジット	①クレジットカード利用明細書【原本】 ②引落し口座通帳の「表紙」と「該当明細ページ」のコピー （引落し口座の口座名義人と引落し金額が確認できるもの） ③支払先が発行した支払いに係る依頼文書 （①のクレジットカード利用明細書で必要事項が確認できない場合）
月謝袋	月謝袋【使用済の場合は原本、引き続き使用する場合はコピー】

●学校等で必要な費用を「学校等以外の者」に支払った場合、上記に加え「学校等からの書面」が必要です。（例：制服代・教科書代等を学校等ではなく直接業者に支払い）

書面の一例 ①年度学期始めに配付されるプリント ②学校便り ③教科書購入票 ④シラバス 等

手順 2 書類のご確認・『「教育資金贈与預金」に関する 支払時提出の領収書等明細一覧』のご記入

●手順1でご用意いただいた書類に以下の①～⑥が記載されているかご確認ください。

記載がない場合は、別途補足書類や補記が必要です。

書類がそろいましたら、裏面『記入見本』を参考に『「教育資金贈与預金」に関する支払時提出の領収書等明細一覧』をご記入ください。

領 収 書	
① 中信 太郎 様	② 2022年9月1日
③ ￥55,000—	
④ ただし〇〇代金として	
内訳 税抜金額 消費税等	⑤ 学校法人 ☐ 学園 ⑥ 京都市下京区△△町 10

- ① 支払者名（宛名）
- ② 支払日付
- ③ 金額
- ④ 摘要（支払内容）
【記載されているか確認ください】
- ⑤ 支払先の氏名（名称）
- ⑥ 支払先の住所（所在地）
【支払先が学校等の場合は不要です】

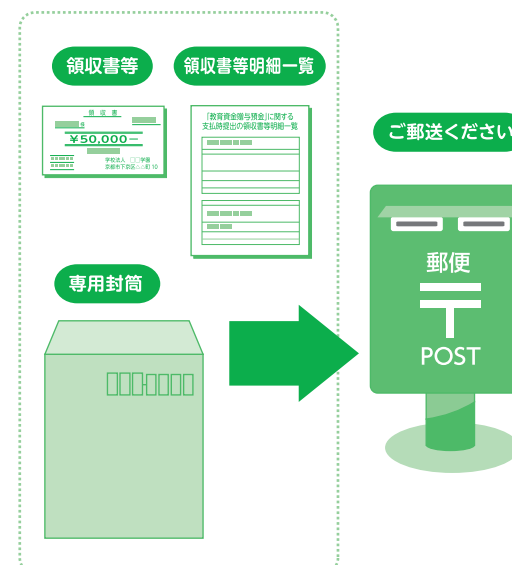
手順 3 ご郵送

●手順2でご確認いただいた領収書等とご記入いただいた『「教育資金贈与預金」に関する支払時提出の領収書等明細一覧』を専用封筒に封入のうえ、ご郵送ください。

- ①支払金をお口座へご入金希望の場合（当金庫口座に限りです。）
ご指定の口座へ入金させていただきますので、「入金指定口座」のご記入をお願いします。
- ②支払金を現金等でお受け取り希望の場合
ご来店が必要となりますので、「ご来店希望店舗」のご記入をお願いします。

※ご郵送いただいた書類について、「業務サポート部教育資金贈与預金担当」より電話でお問い合わせさせていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

※『「教育資金贈与預金」に関する支払時提出の領収書等明細一覧』や封筒貼り付け料金受取人払郵便使用紙については、当金庫ホームページからも印刷が可能です。



手順 4 支払いお手続き

口座へご入金 ※ご来店不要

当金庫の指定口座へご入金希望の場合、業務サポート部にて入金手続きをさせていただきますので、ご来店は不要です。
お手続き完了後、「お支払い完了通知書」を送付させていただきます。

※ご郵送いただいた書類に不備がある場合、ご連絡させていただきますので、①追加で書類送付、②窓口へご来店のうえお支払い、のどちらかを選択いただけます。

ご 来 店

支払金を現金等にてお受け取り希望、またはご郵送いただいた書類に不備等があり、ご来店でのお支払いに切り替えされる場合は、「精査完了通知書」を送付いたしますので、「ご来店希望店舗」へ来店願います。

お持ちいただくもの
①「精査完了通知書」 ②本口座のお通帳 ③本口座のお届印
④「精査完了通知書」に記載の不足書類（不足書類有りの場合）

その他

●領収書等に記載された支払金額が1万円（消費税込）以下で、かつ、その年中（1月1日から12月31日）における合計支払金額が24万円（消費税込）以下のものについて、領収書等に代えて少額教育資金支出支払明細書（支払年月日、支払金額等を記載）の提出でもお支払いが可能です。詳しくは最寄りの当金庫本支店窓口までお問合せください。

●受贈者の方が23歳に達した日の翌日以後に支払われた費用で、学校等以外（塾や習い事等）に支払われる費用（授業料、物品購入費、施設利用料等）については、非課税の対象外となりますのでご注意ください。

教育資金贈与預金支払に関するお問い合わせ先

京都中央信用金庫 業務サポート部（教育資金贈与預金担当）

0120-318-600 受付時間：9：00～17：00
（当金庫休業日を除く）

裏面参照
（記入見本）

ご記入上の 注意点

- 下記の記入見本を参考にいただき、枠内に黒ボールペンでご記入ください
- 記入事項を訂正される場合は二重線で訂正し、お届け印にて訂正印を押印の上、改めて正しくご記入ください。
- 支払先が同じでも金額等が違う場合は、1行ずつご記入ください。
- 書類に不備等があった場合、再度ご提出いただく場合がございます。

訂正される場合

〇〇
=中信=本店

1 お客さま（ご預金者）の氏名とご契約の貯蓄預金口座番号をご記入ください。

2 口座のお届け印を押印ください。

3 お客さま（ご預金者）が未成年の場合、親権者さまのご署名をお願いします。

4 書類に不備等があった場合、お問い合わせさせていただく場合があります。

5 支払金の入金口座をご記入ください。
(当金庫口座に限ります。)

6 ご来店によるお支払いの場合、来店希望店舗をご記入ください。

7 学校へ支払った領収書等の明細をご記入ください。
(金額に振込手数料や口座振替手数料は除いてご記入ください。)

8 習い事等の学校以外へ支払った領収書等の明細をご記入ください。
(金額に振込手数料や口座振替手数料は除いてご記入ください。)

9 原則、使用しません。

10 すべてのチェック項目の内容をご確認のうえ、ご回答ください。

記入見本（表面）

通番		令和 5 年 4 月 3 日	
京都中央信用金庫 御中			
「教育資金贈与預金」に関する支払時提出の領収書等明細一覧 (兼口座振替依頼書)			
私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金」として支払ったことに相違ありません。			
お客さま氏名		教育資金贈与預金	
店番		口座番号	
0000123456		0000123456	
親権者さま氏名 (お客さまが未成年の場合)		日中連絡先(電話番号) (お問合せさせていただく場合がございます)	
090 1234-5678		0000 普通 0123456	
入金指定口座(当金庫口座に限ります)		口座番号	
0000 普通 0123456		口座名義	
中信花子		中信花子	
ご来店希望店舗		支店	
教育資金支払領収書等の提出明細一覧			
支払先の氏名		摘要(支払内容)	
〇〇高校		授業料	
令和4年9月15日		1 200,000 円	
〇〇百貨店		〇〇高校制服代	
令和4年7月~12月		6 120,000 円	
〇〇学習塾		授業料	
令和4年7月~12月		6 60,000 円	
〇〇音楽教室		レッスン代	
令和4年7月~12月		6 60,000 円	
学校等への支払金額合計(=①)		1 200,000 円	
支払先の氏名		摘要(支払内容)	
〇〇百貨店		〇〇高校制服代	
令和4年7月~12月		6 120,000 円	
〇〇学習塾		授業料	
令和4年7月~12月		6 60,000 円	
〇〇音楽教室		レッスン代	
令和4年7月~12月		6 60,000 円	
学校等以外への支払金額合計(=②)		13 260,000 円	
総合計(=①+②)		14 460,000 円	
教育資金以外への支払金額			
教育資金以外への支払		金額	

(裏面)

2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表(該当する回答を○で囲んでください)				
チェック項目				
(1) 「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい いいえ			
(2) 「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注2)に直接支払ったご資金ですか。 (注1) 租税特別措置法第70条の2の2 関係法令で定める教育資金 (注2) 租税特別措置法第70条の2の2 関係法令で定める学校等または学校等以外の者	はい いいえ			
(3) (「領収書等」のうち領収書について) ① 領収書には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注) 資金使途(例「〇〇代として」等)の記入が必要。また、学校等以外の場合は、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」等)についても記載されている必要があります。 学校等への支払である場合は、住所(所在地)の記載がなくても可。 ② 領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい(該当なし) いいえ			
(4) (「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」(注)について) (注) 「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A(Q5-3)で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。 なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。 ① 「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注) 資金使途(例「〇〇代として」等)の記入が必要。また、学校等以外の場合は、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。 ② ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか(過去提出分を含む)。	はい(該当なし) いいえ			
(5) 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払った場合、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。(ただし、少額教育資金支出支払明細書をご提出の場合は除きます。) (注) 年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	はい(該当なし) いいえ			
(6) 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注) 「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい いいえ			
(7) 「領収書等」の日付は、平成25年4月1日以降かつ教育資金贈与預金への最初の預入日以降のものですか。 (注) 教育資金贈与税非課税措置を受けるための口座への最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい いいえ			
(8) 「領収書等」のご提出は、支払年月日から1年以内ですか。 (注) 支払年月日から1年を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい いいえ			
(9) ご本人が23歳に達した日の翌日以後に支払いした「領収書等」の中に、学校等以外(塾や習い事等)の「領収書等」はありませんか。 (注) 23歳以上である場合、学校等以外(塾や習い事等)への支払いは、原則、教育資金の非課税対象外となります。	はい いいえ			
(注) 「(3)」、「(4)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要(支払内容)が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要(支払内容)を記載し、受贈者自身が署名押印をすることにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。 ※「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。 【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaiki/zeisei/1332772.htm ※「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は税務署または税理士にご確認ください。				
【金庫使用欄】				
業務サポート部				
受付店()				
本部	検印	振替処理	印鑑照合	確認印
営業店	検印	印鑑照合	確認印	